

ラオスの法曹養成に対する日本の支援体制について

国際協力部教官

堤 正 明

第1 はじめに

1 従前、ラオスでは、裁判官、検察官、弁護士を目指す「法曹の卵」たちが、それぞれ別の研修機関において研修等を受けて資格を得た後、裁判官、検察官、弁護士としての活動を行っていた。

そのような中、平成24年（2012年）2月、ラオス司法省副大臣ら司法関係機関の要人らが来日し、日本の司法研修所の見学、法曹関係者との意見交換等を通じて、法曹三者を統一的に教育する法曹育成制度に大いに関心を持ち、これを契機として、ラオスに日本型の法曹育成研修機関を設立しようとの気運が高まり、法曹三者の統一的養成が推し進められることになった。

平成26年（2014年）8月には、ラオス司法省法・司法研修所の執行部メンバーらを招へい¹し、日本における法曹養成制度に関するより詳しい情報提供等を行い、上記メンバーらに、プロセスとしての法曹養成を考えることが重要であるという共通認識を醸成することができた。

ラオス側では、上記のような日本側からの情報提供を踏まえて準備を進め、平成27年（2015年）1月から、司法省傘下に設置された「National Institute of Justice」（国立司法研修所）（以下「NIJ」という。）において、将来、裁判官、検察官、弁護士として活躍する「法曹の卵」の養成を行っているところである。

2 他方、平成26年（2014年）7月から開始したラオスの現行プロジェクト（法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2）に設置された教育・研修改善サブワーキンググループ（SWG）²の活動として、統一的な法曹養成制度に関するカリキュラム、教授方法の改善や教材開発が予定されていたところ、プロジェクト開始当初は抽象的であった活動内容がプロジェクトの進行に伴ってより具体的となっていく中で、かかる活動のリソースとなるアドバイザーグループ（以下「AG」という。）の設置を希望する声がラオス側メンバー及び現地の長期専門家から寄せられていた。

そこで、今般、かかる分野での知識や経験が豊富な研究者や実務家により構成される教育・研修改善AGを立ち上げ、継続的にラオスの法曹養成に対する支援活動を行っているので、その概要を紹介する。

¹ 招へいの詳細については、ICD NEWS 第61号「日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究」を参照いただきたい。

² 教育・研修改善SWGのメンバーには、NIJ所長、最高人民裁判所司法研修所長、最高人民検察院検察官研修所長、ラオス国立大学法政治学部長ら、ラオスの法学教育・法曹等養成分野に関わっている中枢人材が選出され活動している。

第2 ラオスの法曹養成に対する日本の支援体制の確立及び活動

1 ラオスに対する法制度整備支援の経緯

ラオスでは、「新思考（チンタナカーン・マイ）」と呼ばれる構造改革の下、昭和61年（1986年）に「新経済メカニズム」を採用し、それ以降、「法の支配」に基づく市場経済の進展を目指し、法律及び法制度整備を推進している。

法務省は、ラオス政府の要請を受け、平成10年（1998年）から、ラオスの法・司法分野における現状調査と並行して、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による本邦研修及び短期専門家による現地セミナーの実施に協力してきた。

平成22年（2010年）7月からは、JICAと、ラオスの司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の4機関（以下「関係4機関」という。）との間の合意に基づく「法律人材育成強化プロジェクト」が開始され、法務省からも長期専門家（検事）を派遣しており、引き続き平成26年（2014年）7月からは、同プロジェクト・フェーズ2が進行中である。

2 現行プロジェクト（法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2）の概要

(1) 現行プロジェクトの目的等

現行プロジェクトは、ラオスの法務・司法機関、法学教育機関及びその所属職員・教員の①法令の起草、②法令の運用・執行、③法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修、及び④法令の普及・理解促進の各改善に取り組む能力の向上を図り、体系的で一貫した立法・法運用・執行並びに政府職員及び一般市民の法制度のアクセスの向上に寄与することを目的とし、平成26年（2014年）7月から平成30年（2018年）7月までの4年間、関係4機関をカウンターパートとして実施している。

その成果としては、①民法典草案の起草及びその執務参考資料等の作成、②民事・経済関連法及び刑事関連法分野の法令に関する執務参考資料等の作成、③上記①及び②の執務参考資料等を、実務改善や法改正、関係4機関の法学教育・法曹等研修機関の実施する法学教育、法曹等研修のために活用すること、そして、④上記①及び②の執務参考資料等を、政府機関職員・一般市民を対象とした法令の知識の普及・理解促進に活用することが掲げられている。

(2) ラオスにおける活動内容等

ラオスには、長期専門家として検事1名、弁護士2名、業務調整専門家1名が派遣され、関係4機関の職員らから構成される①民法典（起草）、②民事経済関連法、③刑事関連法、④教育・研修改善に関する各SWGと共同で、主に以下の活動を実施している。

①民法典SWG：民法典の起草及び民法典の統一的な運用・執行を図るための執務参考資料等の作成

②民事経済関連法SWG：経済紛争解決法の手続チャート及びテキストの作成等

③刑事関連法SWG：捜査手続に焦点を当てた執務参考資料としてのQ&A作成等

④教育・研修改善SWG：プロジェクト成果物の普及活動に加え、平成27年1月か

ら NIJ で開始された統一的な法曹養成制度に関するカリキュラム，教授方法改善や教材開発等

教育・研修改善 SWG においては，活動の大きなテーマとして NIJ におけるカリキュラム，教授方法の改善，教材開発及びその利用方法の研究を掲げており，効果的な法学教育・法曹研修等を実施するための方策（教授方法，指導要領・カリキュラムの改善等）を試行と検証を通じて検討して提言として取りまとめ，同提言に基づいたワークショップやモデル授業等を開催し，最終的には実際の法学教育・法曹研修等において実施していくこと，そして，それらの活動を通じてラオス側関係者自身により改善可能なワークフローを作り上げることを目指している。



NIJ の授業の様子

3 教育・研修改善 AG の立上げ及び活動内容について

(1) AG 立上げの経緯

現行プロジェクトの活動の中で最も重要なもののうちの一つと言えるのが，教育・研修改善 SWG の活動であり，同 SWG の活動には，上記のとおり，日本の法曹養成システムを参考にして導入された NIJ におけるカリキュラム，教授方法の改善や教材開発を含む，法曹養成制度全般の改善が含まれている。この NIJ における法曹養成制度を充実したものにするとともに，ラオス側関係者自身により改善可能なワークフローを作り上げることができれば，ラオス側関係者の手による有為な法曹人材の拡大再生産が可能となり，法・司法分野における有為な人材の不足に喘ぎ，それが法の支配の実現の大きな障害になっているラオスの現状を打開することができるため，今後のラオスにおける法・司法分野発展の鍵を握る極めて重要な活動分

野になっている³。

ラオス側は、日本の関係者が「法科大学院教育→司法修習→実務についてからの継続教育」を一連のプロセスとして理解し、それぞれの段階でどのような目的を設定し何を身に付けさせるのかについて共通認識をもって実施していることに強く感銘を受けており、プロジェクト活動の中でも、その発想を取り入れてカリキュラム、教授方法の改善や教材開発・利用方法の研究を行いたいと強く望んでいる。

上記のとおり、教育・研修改善 SWG の活動は、ラオスの将来を担う法曹人材育成のために欠かすことのできない重要性を有していること、内容もカリキュラム、教授方法の改善や教材開発及びその利用方法の研究というように幅広く、長期専門家による日常的な助言・サポートに加え、同分野での知識や経験が豊富な研究者や実務家による中長期的なスパンでの支援を要するものになっていることといった点に鑑み、かかる支援について、法科大学院教育関係、司法研修教育関係、継続教育関係の三分野の専門家に協力をお願いすることとし、JICA から、ICD 教官（裁判官出身及び検事出身）のほか、以下の方々に教育・研修改善 AG の委員を委嘱したものである。

法科大学院関係：山田八千子教授（中央大学法科大学院）

司法研修教育関係：波床昌則弁護士（元司法研修所刑事裁判教官）

関根澄子司法研修所民事裁判教官

志賀剛一弁護士（元司法研修所民事弁護教官）

継続教育関係：秋山仁美東京地方検察庁立川支部長（前法務総合研究所研修第一部長）

佐藤美由紀法務総合研究所研修第一部長

(2) AG の活動内容等

ア 本邦研修等

AG 立上げ前の平成 27 年（2015 年）8 月 24 日から同年 9 月 1 日までに実施した本邦研修⁴においては、法科大学院、司法研修所、裁判所、検察庁、弁護士会にそれぞれ協力いただき、講義等を通じて、カリキュラムの策定・検証・改善の方法、教材開発の方法、教授方法の改善・研究の方法について知見を提供するとともに、研修員との意見交換や協議を実施し、ラオスの抱える問題点と解決策を具体化することに着手し、上記本邦研修後、ラオス側メンバーは、長期専門家のアドバイスとサポートを受けながら、SWG の活動に関するスケジュールを策定し、カリキュラムの改善に向けた活動や新規教材開発の活動等に着手している。

³ 当該分野には、国連開発計画（UNDP）やフランス政府も支援を表明し、カリキュラム作成や教官候補者に対する研修などに協力しており、こうした機関による協力との相乗効果が生じるような調整・連携が重要である。

⁴ 本邦研修の詳細については、ICD NEWS 第 65 号「ラオス法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ 2）『法曹養成』本邦研修」を参照いただきたい。

イ AG 会合

平成 28 年（2016 年）2 月 24 日，JICA 本部，JICA ラオス事務所，JICA 横浜⁵及び法務総合研究所国際協力部の 4 か所をテレビ会議システムでつなぎ，教育・研修改善 AG 第 1 回会合を実施した。

同会合においては，教育・研修 SWG のメンバーから，本邦研修後の SWG の活動状況についての報告が行われるとともに，AG 委員との間で，ラオス側が抱える具体的な問題点（カリキュラム改善や教材開発方法など）に関する質疑応答や意見交換を実施した。

ウ 現地セミナー

平成 28 年（2016 年）3 月 9 日から同月 12 日まで，ビエンチャンにあるラオプラザホテルにおいて，現地セミナーを実施した⁶。

現地セミナーでは，AG 委員である波床弁護士及び志賀弁護士に協力いただき，日本の法曹養成の過程で実施されている形に近い形で，刑事裁判における事実認定の手法等に関する一般的な講義のほか，具体的な演習問題を用いた刑事事実認定に関するグループ討論等を実施するとともに，具体的な事件を題材とした答弁書作成や，具体的な設例に基づく被告反論の骨子作成についてのグループ討論等を行った。

第 3 おわりに

教育・研修改善 SWG の活動は，現行プロジェクトの核の一つであり，今後のラオスの法・司法分野発展の鍵を握る重要な分野で実施しているものである。

今後も引き続き，ラオスにおける長期専門家のサポートによる現地活動と AG 委員のサポートによる AG 会合，現地セミナー及び本邦研修とを相互にリンクさせ，ラオスの法曹養成に対する効果的な支援協力を実現していきたいと考えている。

⁵ JICA 横浜からは，当時，民法典の本邦研修で来日していた NIJ 所長，ラオス国立大学法政治学部長らのほか，AG 委員の山田教授に会合に参加いただいた。

⁶ 現地セミナーの詳細については，本号「ラオス現地セミナー（教育・研修改善）」を参照いただきたい。